

文 教 厚 生 常 任 委 員 会 資 料
2026 年（令和 8 年）6 月 22 日
教育委員会事務局教育企画室総務担当

議案第 48 号関連資料

明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

兵庫県が県立学校教員に対する部活動指導業務手当（特殊勤務手当）の支給額を引き上げたことに伴い、本市の学校教員に係る当該手当を引き上げようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 学校行事等で週休日等に半日勤務（概ね 4 時間を基準）を命じられた日に、部活動指導業務に従事した場合も、当該手当の支給対象となるよう兵庫県に準じた支給範囲とします。
- (2) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における、生徒に対する指導業務で週休日等に行う部活動指導業務手当の支給額の引き上げを実施します。

【現 行】2, 7 0 0 円

↓

【改 正】3, 9 0 0 円

3 施行期日等

この条例は公布の日から施行し、改正後の明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用します。